

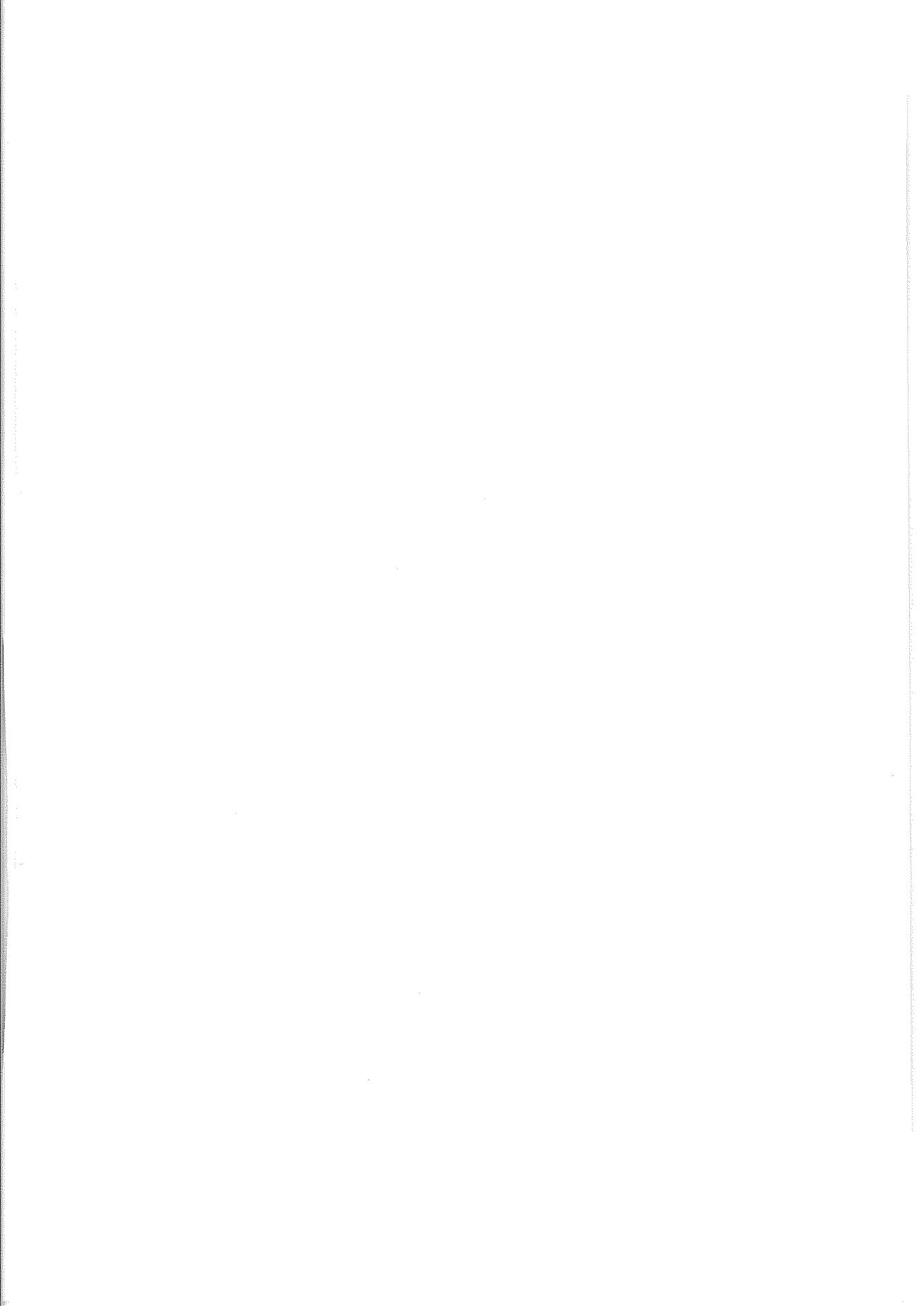
政策資料

No.286 《復刊181号》
1990年7月1日

卷頭言 穂山篤 1

〈資料〉

- 消費税法を廃止する法律案外三法案の提案理由説明(衆・本会議'90.6.11) 2
- 代表質問(衆・本会議'90.6.11) 4
- 今、ふたたび福岡から
——福岡県民へのアピール—— 7
- 委員長談話(福岡) 8
- 副委員長談話(福岡) 9
- 当面するコメ問題と地域農業政策の確立について(福岡) 10
- 太宰府に「九州国立博物館」を(談話) 12
- 談話(福岡) 12
- 平成二年度政府予算案の衆議院通過に当たって(談話) 13
- 談話(韓国大統領訪日にあたって) 14
- 米ソ首脳会談について(談話) 14
- 韓ソ首脳会談について(談話) 15
- カンボジア和平東京会議について(談話) 16
- 外国人登録法強制捜査事件に関する申し入れ 16
- 1990年産生産者麦価並びに麦作振興に関する申し入れ 17
- 空き缶・空き瓶等の回収に関する法律案 18
- 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案 20
- 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案 27
- 学校教育法等の一部を改正する法律案 29





視野と認識を問う

権山篤
政策担当中央執行委員

今国会では消費税と防衛問題が論戦の中心テーマになった。

前者は消費税の改廃をめぐる国民的課題がどう決着するのかという懸案だけに重視されている。後者は、東欧の民主化や米ソ首脳のマルタ会談、引き続く戦略核削減等をめざした米ソ首脳会談によって国際情勢が大きく変化に向かい、対立から協調へと歩みはじめたさなか、日本の防衛政策のあり方が内外に注目されたのは当然のことである。

消費税については、参議院は昨年十二月十一日に野党の団結と国民の協力の下に「廃止」を決定しておりこれは不動のものとなつておる。一方、政府自民党は「思い

切った見直し」を公約せざるを得なくなつたが、具体的な内容は、若干の手直し程度で二重の公約違反をおかしている。

政府答弁の柱は、①国民の理解を得て今や定着しつつある、といふ認識を示し、②公約に沿つて見直しを行ない一層の定着を図つていきたい、として終始その硬直的態度を変えようとしている。消費税のもつ致命的な逆進性や限界控除や簡易課税制度による消費者からのあざかり税金が国庫に納入されていないという不当利得の解消などの追及に対しても、一言半句も欠陥や不合理を認めない姿勢には怒りと共に、アキレタものだ

とさえ思う。

参議院予算委員会で野党は揃つたところである。一部には踏みこみ過ぎ、との批判もあるが、廃止を可決した参議院だけに堅固たる信念をもつた対応で国民の共感は一層深まつたと思う。

一方、防衛論議は、米ソ首脳によるSTART IIなど協定締結前後であったことと、特に今年度は十八兆四千億円という巨額な予算を背景に中期防衛力整備計画が終り、来年度からの次期防衛力整備計画(次期防)を策定する節目を迎えていた時だけに注視を集めた。

野党はこそつて「視野を広くして国際情勢の変化を正しく認識し、防衛政策を見直し、今後、防

衛費を削減するか、或は現状の水準に留めるべきだ」という観点に立ち、国際的軍縮時代における我が国の平和戦略を主張し続けた。

政府の見解は、①米ソ首脳会談の成果は高く評価する、②しかし、

ソ連の脅威は若干薄くなつたとは思うが、極東・アジア太平洋地域における情勢は依然不明である、

③このような事態では防衛政策を変える必要はない、と言う内容のものである。

今年四月米国防総省が発表した「アジア太平洋地域の戦略的枠組み」やゴルバチョフが示したドクトリン——即ち防衛に必要な合理的な防衛力政策に見られるよう、その背景はどうあれ世界は新しい時代に入ったという視野と認識のもつことは適確な防衛政策の基礎であることを忘れては困る。しかし、防衛庁は依然として冷戦の認識を一步も変えようとしていないのが特色であった。

政策の形成と展開にとって大切なすべきことは「視野」「認識」を自覚するところから始まる。

(あきやまあつし・参議院議員)

一九九〇・六・一一（衆議院本会議・代表質問）

消費税法を廃止する法律案

外三法案の提案理由説明

日本社会党・護憲共同

伊藤茂

ただいま議題となりました「消費税法を廃止する法律案」外三法律案は、昨年参議院において可決され、本院に送付された消費税廃止関連法案を基本に踏まえて、公明党・国民会議の神崎武法君、宮地正介君、民社党の中野寛成君、進歩民主連合の菅直人君、並びに日本社会党・護憲共同の森井忠良君、中村正男君、元信義君及び伊藤茂の八名共同で、提出者の属する四会派所属議員の賛同の下に本院に提出されたものであります。私は、提出者を代表してこれら四法律案について、提案理由と概要についてご説明いたします。

まず、消費税法の廃止を求める理由について申し上げます。

消費税はいうまでもなく公約違反の大型間接税であり、その成立過程についても著しく民主的手続きを欠いた税金であります。昨年の参議院選挙の結果は国民の消費税に対する拒否権の発動であります。また先般の総選挙においては、自民党は過半数を維持したものの消費税に対する国民の批判は世論調査をみてもいまだ根強いものがあります。現行の消費税は、圧倒的多数の国民の反対を受けているのであります。

また、政府は消費税は最善と強弁しながらもその実施後半年も経たないうちに見直しを表明し、消費税が欠陥税制であることを認めています。さらに、政府の見直し案についても自民党内には再見直しの声が強く上がっています。そして、今回提出されております消費税見直し法案 자체、逆進性も解消せず、税金が国庫に入らないという問題も何ら是正されません。欠陥消費税は、このよう見直しによってその矛盾や欠陥を解消できるものではないであります。

消費税は廃止し、間接税を含めまして国民合意の税制再改革を実施するのは当然のことといわなければなりません。いま、海外においてもイギリスにおける人頭税導入、カナダにおける小売売上税導入などが大きな問題となつておりますが、為政者は税に対する国民の信頼と理解こそ第一の理念とすべきであり、また常に税の使途について国民の合意が得られていないれば増税は受け入れられません。税制は「政治の顔」であるといわれております。私たちは、消費税に示されるような歪んだ税制、歪んだ政治を抜本的に改革して、デモクラシーの日本を表現するような国民合

意の税制を作り上げることが国民の皆様に対する大きな責任であると考えるのであります。

政府与党の中には、参議院選挙の結果は国民の理解不足、総選挙の結果は消費税の信任と受け取つておられる方も多いようですが、与党候補者の多くの皆さんが選挙争点を消費税から外そうと必死になられていたことは、総選挙を目前にした党首公開討論会における海部総理の姿、また皆さんの選挙公報等をみれば明らかであります。

大型間接税は強行導入する、戦後最大の構造汚職は引き起こす、そして選挙に負ければ自らに都合の良い選挙制度改正に腐心するといつた姿勢を続けていれば、自民党という政党に対してだけでなく、政治に対する信頼が損なわれることをとくとお考え頂きたいと思います。

政治に対する信頼回復のためにも、政治家は納税者の批判に真摯に応え、反省するという姿勢を明らかにするためにも、提出させて頂いている消費税廃止法案を是非、ご可決頂きたいと存じます。

がら、ただ「はじめに大型間接税ありき」という姿勢であります。今日、土地税制の改革が問題となつております。これは先に政府がシャウプ以来の税制抜本改革と宣伝した税制改革において欠落していた問題であります。国民が求めて止まない不公平税制のはじめとして改革すべき課題は数多く存在しております。

今日、国民の間に高まつている税の不公平感、重税感は、シャウプ税制の理念を忘れて、わが国の税制不公平なものに変貌させた歴代自民党政の責任に帰せられる面が小さくありません。国民は、民主的で公正・公平な税制の確立、税制における所得と富の社会的再分配機能の向上を求めているのであります。不公平感や重税感を生み出している根源に迫ることなく、消費税を存続させ、小手先の見直しで済ませようという政府自民党的姿勢では国民は納得せず、国民負担率は上がる一方、福祉は何ら改善されないということになります。

勇気を持つて、まず不公平の一掃を国民に宣言し、公平と公正を最大のキーワードとする税制再改革に着手すべきであります。先に定めた税制改革法は、言葉でこそ公平・公正をうたつておりますが、消費税、土地税制、法人課税、キャピタルゲイン課税どれ一つ見ても公平・公正ではありません。したがつて法律案」をはじめとする四法案を提出し、その成立のために全力をつくす決意を明らかにするものであります。

次に法律案の概要についてご説明いたします。四法案は、消費税の廃止のための三法案と消費税の廃止を踏まえて税制再改革を行うことについての基本法案からなつております。

まず、「消費税法を廃止する法律案」外二法律案についてであります。既に法案については院より皆様に颁布されていることと思いまでの多弁は省きます。平成二年九月三〇日をもつて消費税を廃止し、消費譲与税、地方交付税を含めまして経過措置等を定めたものであります。本案に基づく減収額は平年度においては政府資料をもとに六兆三千九百億円と見込んでおります。

また、「税制再改革基本法案」についてであります。これにつきましても既に配布済みのことでもあり、多言を避けますが、不公平税制の徹底的な是正、土地税制など資産課税の適正化などをはじめ、改革の基本原則、基本方針、手順などを明らかにしたものであり、昨年提出された法案をもとに、参議院においても公平・公正ではありません。したがつて

改めて整理し、ご提案させていただいているものであります。なお、本法律案の附則において、現行の税制改革法は廃止することといたしております、この法律の施行に必要な費用は平年度約八千万円を見込んでおります。

以上で法案の提案趣旨並びに概要のご説明を終わりたいと存じますが、消費税廃止に係る代替財源について一言申し上げます。消費税廃止に係る代替財源については、既に昨年の国会に代替財源五法案として参議院に提出し、参議院で可決後、衆議院に送付された経緯がございます。昨年の臨時国会においては、政府予算案も提出されておりませんでしたが、今国会においては平成二年度政府予算案が国会に提案され、また、政府の消費税見直し法案も提案されておりますが、とくに代替財源法案は提出されておりません。

したがいまして、私どもは、消費税廃止に係る代替財源については、基本的に昨年の代替財源案を踏襲する考え方でおりますが、平成二年度政府予算案に対する組み替え要求をもちまして明らかにいたしました。代替財源については、消費税廃止法案が成立した時点と与野党の責任で措置されるべきものと考えます。何卒議員の皆様のご賛同をもちまして本四法案が速やかに可決されることを再度お願いいたします、終わります。

代 表 質 問

日本社会党・護憲共同

嶋 崎 譲

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました内閣の提出に係る消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について總理ならびに関係大臣に質問を行うものであります。

今、国民は与野党逆転の参議院を背景とする新しい衆議院の動向に深い関心と期待を寄せております。その本格的な試金石となる消費税の審議が、いよいよ開始されたからであります。

この機に呼応するかのよう、昨日、福岡県における参議院補欠選挙において、わが党の三重野栄子（しげ子）候補は十二万票もの大差で圧勝できました。全野党の協力のたまちまして明らかにいたしました。代替財源に

が異なるつてはいるのであります。

振り返ってみますと、昨年の百十六国会において、わが方が提出いたしました消費税を廃止する法律案外八法案は、委員会での審議期間二七日間、総審議時間八三時間四六分にわたる審議の結果、参議院において可決され、本院に送付されました。結果的には、審議未了廃案ということになりましたが、立法府の場において、与野党それぞれ立場が違う中で、野党提出の議員立法に対し、熱心にして真摯な議論がなされたことは、議会制民主主義にとつても画期的なできごとであつたとい

ることは政党ならびに議員として、当然の國

一九九〇・六・一一（衆議院本会議）

えます。

一方、政府・与党は、昨年の参議院選挙後、消費税の思い切った見直しという掛け声ばかりで、どこをどのように手直しするのか内容は一切不明であります。わが方が消費税の廃止法並びにその後の税制再改革の在り方、そしてその間の代替財源について明らかに示していたのとは対照的であります。

その後、昨年の十二月にようやく見直しの骨格が固まりました。それにしても、すぐさま自民党内においても再見直しの必要性が叫ばれたしました。

この時期になつて「大綱」を発表したのも、自民党の税制調査会の意向を政府税制調査会

の答申にリンクさせ、相も変わらず、恰も国民の意志並びに専門家の意見を聞くという隠れ蓑に「政府税調」を使い、消費税の導入の定着を計ろうとした何ものでもありません。このようなやり方に対し、国民が強い反発を持つていることにお気付きにならぬのであります。つまり、この限りでは、国民の皆様の期待を大きく裏切つたというべきであります。

消費税の廃止か存続かは、昨年の参議院選挙、そして今回の総選挙と、二度にわたつて、消費税について両院は廃止と存続という、一見異なつた国民の意志を反映しているよう

に見えました。しかし、福岡県の参院補選の結果は、いまだに消費税廃止を強く期待しています。

これらの選挙を通して、わが国の税制の在り方全体が議論されたこと、特に消費税の導入より、「不公平税制のはず」が何よりも必要であるという認識は、国民共通の合意であり、そしてそれには与野党にも共通している認識であることを考えあわせれば、もはや消費税の存続、手直しよりも、それを廃止し、税制改革をやりなおす以外に方法はないと考えます。改めて、総理のご見解をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、消費税の見直し法案の内容について伺います。

消費税は構造的な欠陥があり、手直しでは解決できないと考えております。したがいまして、消費税見直し法案は、その構造的な欠陥を見事に、改めて、浮き彫りにし、かえつて更なる問題性を付け加えただけなのであります。

まず指摘したいのは、第一条の「趣旨」のところで、「消費税の収入については、国民福祉のための経費に優先して充てるものとする」としていることについてであります。

この条項は、消費税がなぜ必要かという国民の疑問に対して、「高齢化社会への対応」と回答してきたことへのあかしとして、特定財源化の構想を示されたのであります。

かし、これもごまかしであります。

今年度の消費税収を五兆三千二百億円と見込んでおりますが、いまだに国民福祉のための経費に優先して充てるのは、その内のどれくらいなのかを明らかにしておりません。国

の社会保障費関係だけで十一兆円を超えております。消費税収総額を全て福祉に特定化しても不足しております。しかも、今回の見直しによって、約一兆一千億円の税収が削減されことになります。一体、「国民福祉のための経費に優先して充てる」という意味は、どのようなことなのか、まったくの意味不明と言わざるをえません。

それに加えて、消費税と地方財政との関係が問題を複雑にしています。消費税収総額の五分の四是地方交付税交付金のベースに組み入れられ、その二四%が地方交付税として地方に交付されます。更に、消費税収総額の五分の一は地方贈与税として地方に配分されます。したがつて消費税収のほぼ四〇%は地方の固有の財源として利用されることになつてきます。この地方に配分される消費税分は福祉予算に特定されないものであります。自治大臣いかがですか。

こうしたことを考え合わせれば、消費税は財政にはほとんど寄与しないことになつています。まさに「国民福祉のための経費に優先して充てる」ということが如何に空虚なものか

は明白であります。

どのような国民福祉に、いくらぐらいの経費を、どのようなタイムスケジュールで充てる所存なのか、總理並びに大蔵大臣、自治大臣のご所見をお伺いいたします。

次に、消費税の構造的な欠陥である、逆進性についてお伺いいたします。

消費税の欠陥は、実施以前からわかり切っていたことであり、竹下元首相も九つの懸念として表明せざるをえなかつたことであります。その中でも、低所得者ほど負担割合がふえるという所得に対する逆進性の問題、所得税などの課税最低限以下の世帯にも課税されるといった問題、年金生活者、障害者など社会的弱者に対しても高額所得者と同じように課税されるといった問題について、なんら解決ができないどころか、今回の見直し案でより複雑にし、見直し案に期待していた方々からも、見直さない方がましだといつた声が聞かれているのであります。

非課税範囲の見直しや、食料品等に対する小売段階非課税及び特別低税率制度の創設は、低所得者層の負担が相対的に重くなると、いう逆進性の批判にたいする措置としてとられた方策であります。しかし、問題の解決どころか事態を複雑にしただけです。

非課税範囲の見直しとして、入学金、出産費用など非課税範囲の拡大を限定十項目追加

しておりますが、これが果たして思い切った見直しなのでしようか。消費税の構造的欠陥は、非課税又は免税を限定列举することしかできなく、これを更に拡大すれば課税・非課税がより複雑になり、税の徴収が困難になるからであります。従つて、社会的な弱者への逆進性は緩和されることができません。これでも、社会的な弱者への逆進性は緩和されたといえるのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

食料品等に対する小売段階非課税及び特別低税率制度の創設もその執行を複雑にしただけであります。
食料品には、生産、流通段階で一・五%課税、小売段階で非課税とするという、およそ税の理論を欠いた無節操なやり方は、世の中に混乱をもたらすだけであります。いつたいいくら下がるのか、価格が適正であるのかなど、消費者の不安はつのるばかりです。事業者にとっては、食品とその他の分を区別しなければならないなど、複雑でしかも巨額のコストがかかることになります。

消費税制度において、非課税品目を拡大することの困難さは、消費税がその執行形態として、通常の伝票方式でなく、帳簿方式を採用した点にあります。仕入れと売上げを帳簿で補足する方式では、非課税品目と課税品目が混在する状況下では、課税売上高と課税仕

入高を補足することは技術的に困難だからであります。

こうした食料品課税の見直しを国民が望んでいるものだと確信して提案されたのか、ご所見をお伺いいたします。

最後に、簡易課税制度、限界控除制度、免稅制度などによって、事業者が消費者から預かっている多額の税金が国庫に入らない、それどころか大企業等においては巨額の運用益までが生ずるという問題についてであります。

これらの制度は、消費税の導入にあたって、最終的な税の負担者である消費者に十分な配慮もなく、ひたすら事業者におもねた「日本型堕落型」消費税の欠陥をあらわに示すものであります。

そもそも税制というものは、国民経済の動向に対して中立でなければならないということが、大原則であります。それが消費者の納めた税金が国庫に入らない、しかもその額は大蔵省の試算でも課税ベースにして十六兆円、四千八百億円にものぼるといわれております。この点については、なんら見直しすらできないという状態であります。一体国民の血税ともいわれる税をどのように考えているのか、国民の批判をどのように受け止めているのか、このことは、事業者と消費者の相互不信を生みだす欠陥税制であることを意味し

ていると思うが、ご所見をお伺いいたしました。

加えて、これらの特別措置は、事業者間、産業間に不公平をもたらすものであります。簡易課税制度の「みなしまーク」の設定は、それほどの根拠もなく、御・小売の二つに分けられ、小売のマージン率平均一七・六%、卸売は六・六%であるから、利用した方が有利な業者とそうでない業者との差は大きいといえます。同じ小売でも二〇%を超える高いマージン率を実現している業者が結果的には、消費税によって補助金が受けられることになるのであります。

併せて運用益の問題についてであります。

申告・納付を四半期ごととしておりますが、多少、運用益が少なくなるという程度であります。とても納得のできるものではありません。預かれた税金で利益を得る、しかもそれができるのは主として大企業である、ということは、いくら運用益を少なくしたからといって納得のできるものではありません。

税金が行方不明になる、税金で利益が生じる、この構造的欠陥についてどのような認識で対処されるのか、ご所見をお伺いいたしました。

政府は、不公平税制の是正を先の税制改革の最大の目的としながら、不公平の典型といわれる消費税を強行導入し、そして、その不公平を拡大するかのごとく、見直し法案を提

案しています。私たちは、こうした政府案について、さらに「税制問題等に関する特別委員会」において、充分な審議を保証されることを要求し、そしてその委員会の場において、国民に消費税見直し法案の矛盾点、非合理性

を徹底的に明らかにするとともに、消費税は廃止しか解決の方策がないことを明らかにする所存であることを申し述べ、わたしの質問を終わります。

一九九〇・五・二六

今、ふたたび福岡から

——福岡県民へのアピール——

日本社会党中央執行委員会

向に極めて大きな影響を与える選挙です。

福岡県民の皆さん、現在、与野党逆転の参議院では、野党優位を生かし自民党的横暴に歯止めをかけるとともに、年金法案など重要な法修正案の修正、育児休業法案をはじめとする法案の提出など、大きな成果を上げています。

わが党はこの選挙で、こうした参議院の野党優位の状況を後退させないこと、女性の政治参加の拡大、消費税の廃止、緑と環境の保全、社会福祉の推進、コメの完全自給の堅持などを争点とし、全力を上げて「みえの栄子候補」の勝利に向けたたかっています。

それだけに、自民党はこの選挙戦において、必死に巻き返しを図り、先般の衆議院選挙に

福岡県民の皆さん、全国民注視の参議院福岡補選は、早くも中盤戦にさしかかり、わが党公認の「みえの栄子候補」と自民党的候補者との間で文字通り一騎打ちの激戦が続いています。この選挙は、社会党出身の故小野明参議院副議長の逝去に伴うものであり、わが党にとって何としても勝利しなければならない選挙です。

昨年二月の参議院補選では、社会党の渕上貞雄議員が圧倒的な勝利をおさめさせていたとき、その後の参議院通常選挙での与野党逆転へと向かう大きな流れをつくり、新しい政治の現実を生み出す契機となりました。同様に、今回の補選も今後のわが国の政局の動

引き続き、大がかりな金権選挙、企業ぐるみ選挙を繰り広げています。リクルート事件に象徴される金権腐敗政治への反省は微塵も見られず、政治改革を小選挙区制の導入の企図に示されるよう、自民党の党利党略にすり替えようとしています。そしてまた、自民党は正々堂々とした正面からの政策論争を避け、「新動脈効果」などと、利権誘導政治を臆面もなく主張するとともに、わが党への中傷宣伝を展開しています。

福岡県民の皆さん、本日、社会党はここ福岡市で中央執行委員会を開き、福岡補選必勝に向けて決意を新たに致しました。この選挙は、昨年二月の補欠選挙で福岡県民が「消費税とリクルート疑惑」への怒りの一票によって切り開いた新しい政治の流れに逆流を許さず、いつそう大きなねりをつくりだしていく出発点であり、奥田県政を発展させていくたかいです。福岡県の二五の国会議席の一つに女性の「みえの栄子」さんを送り、女性の政治参加をいつそう拡大させていくことを訴えます。良識ある福岡県民のご判断により、「今、ふたたび福岡から」、自民党長期政権の金権腐敗、不公平、不公正な政治を改革し、政権交代を実現する新風を巻き起こすことを心より訴えるものです。

談話

日本社会党
委員長 土井たか子

一、社会、自民両党の一騎打ちとなつた参議院福岡選挙区補欠選挙は、わが党の小野明前副議長の議席を誰が引き継ぐかの選挙である。私はまず、小野副議長が生前、福岡県民の皆さんに長年にわたり、お世話をなつたことに党を代表して心から感謝申し上げたい。

小野副議長はさる四月三日の党全国大会において、私たちに「遺言」を残された。いたたかいです。福岡県の二五の国会議席の一つに女性の「みえの栄子」さんを送り、女性の政治参加をいつそう拡大させていくことを訴えます。良識ある福岡県民のご判断により、「今、ふたたび福岡から」、自民党長期政権の金権腐敗、不公平、不公正な政治を改革し、政権交代を実現する新風を巻き起こすことを中心とするものです。

一、わが党は、小野副議長の後継として「みえの栄子」さんを公認している。福岡県では三〇年にもわたって女性議員の実現を見ていません。過般、西ドイツ、フランスを訪問して実感したことだが、西欧社会においては女性の政治参加の度合いが社会進歩の大きな原動力となり、清潔な政治、平和、人権、環境問題のいずれをとっても、女性が主人公としての役割を担っている。また、いづれの国の指導者も自民党の金権、企業ぐるみ選挙に驚き、とりわけ中曾根元首相をはじめリクルート疑惑議員が当選していくことに奇異の感を表明していた。

自民党は総選挙の三〇〇億円献金に味をしめ、福岡補欠選挙でも三〇億円を用意していると伝えられるが、そのような金権選挙、企業ぐるみ選挙を福岡県民は決して許さないと思う。この選挙で自民党的利権・金権候補を抑え、女性で清潔、知的センスに富み、生活の苦楽を分かちあえる「みえ

の「栄子」候補が勝利することは、日本の政治が世界から信頼を取り戻す一歩になるとと思う。

一、昨年二月の参議院福岡補選においてわが党の渕上候補が圧勝していらい、長年にわたる自民党一党支配の政治は流れを大きく変えた。この福岡県民の良識ある選択は、参議院新潟補選、東京都議選へと燃え広がり、七月の参議院選挙における与野党逆転へという歴史的な新しい現実を作りだしたのである。私はこの新しい現実を踏まえ、

先の党大会で「社会民主主義勢力の総括集」に努力することを表明した。そのためにも

社民連、連合参議院、連合福岡などの推薦・支持に加えて、その他の野党にも協力、支援を求め、オール野党勢力と自民党の闘いとして「みえの栄子」候補の必勝を期したい。

まさに「いま、ふたたび福岡から」の熱い心境である。

一、昨年の参議院選挙における与野党逆転が実現して以降、国会では金権政治の打破、公平・公正な政治の実現、国民生活の擁護に向けて政治の新しい流れが始まっている。昨秋の臨時国会では、消費税廃止関連九法案や原爆被爆者援護法案の参議院可決をはじめ、年金法案、土地基本法案などの修正可決、育児休業法案の提出など、衆参で自民党が圧倒的多数を占めていた時代に

は想像もできなかつた成果をあげている。

このような国民生活に関わる課題についての成果は、すべて参議院の与野党逆転を背景に、野党が協力・共同した結果である。

私は、今後とも野党共闘を粘りづよく進めしていく決意である。

一、国会は九〇年度政府予算案の審議を終えた後、消費税の廃止か、存続・見直しかをめぐって本格的な審議が開始される。また、小選挙区制の導入をめざす選挙制度や政治

改革、コメの自由化や農業再建問題、日米構造協議の具体化などを巡る論議が本格化する。この中で国民生活向上で実績をあげるためにには、社会、公明、民社、社民連、連合参議院の結束を維持すること、その前提となる福岡選挙区の一議席を死守し、与野党逆転を確実なものとすることが不可欠である。これが小野副議長の意志を継ぐことになることを肝に銘じ、「みえの栄子」候補の必勝に全力をあげる決意である。

談話

日本社会党
副委員長 久保田 真苗

一、国連婦人の地位委員会（三月九日）で、

「二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のためのナショナル将来戦略」の実行状況に関する見直しと評価が行われ、勧告が採択された。

具体的には、

- ①男女の賃金格差を縮め、同一労働同一賃金をよびかける特別な措置を講ずること
- ④両親が家庭内の責任と雇用の両立を促進するための社会的支援政策をたてるこ

と。

⑤ナショナル・マシーナリーが政府施策に直接の影響を及ぼしうるよう制度上の位置付けを行うこと——などである。

一、女性の地位をめぐる国際的な目標に照らしあわせたとき、わが国の女性の地位は極めて低い。内閣には女性閣僚がいらず、政府の政策決定が男性のみで決定されている。さらに、国会議員数も欧米民主主義諸国に比べて非常に少なく、国の審議会の女性委員は六・七%である。また、五〇%の企業は技術的職業から女子を締め出し、募集を男性に限っている。これらの現実は日本の女性の政治的・社会的地位の低さを如実に示している。

一、しかし、日本の女性は、男性優位の社会的現実をかえる行動を積み上げ、生活・政治・経済などあらゆる分野で、自分たちの能力を発揮してきた。各級議会への女性の進出はその一つの例であり、五月二八日の「男女の定年格差を段階的に解消する経過措置は違法」とする最高裁判決も、女性の社会的政治的行動の高まりを背景としたものとして評価される。

一、女性の立場から率直にいえば、わが党も長いあいだ、男性優位の党で女性が軽視されてきた。しかし、今日、女性党首を先頭に男女が共につくる党へと大きく変わつ

た。参院福岡補欠選挙で、私たちは三重野栄子さんを自信と誇りを持って擁立したが、これは党の自己改革の姿にとどまらず、福岡の政界、ひいては日本の政治の流れを大きく変えることにつながると思う。福岡選挙の国会議員は、現在二五名、女性は残念ながら一人もいない。しかも、女性候補は三〇年ぶりの立候補である。私たちは三重野栄子さんの当選のために全力を上げ、三重野さんとともに、二一世紀に向けた女性政策を全面的に促進したい。

一、社会党は、公明、民社、社民連等と協力し、当面、育児休業法、パート労働法の制定、男女雇用機会均等法の抜本的見直し、夫婦同姓・別姓の選択を認める民法等の改正、母子家庭への手厚い配慮、高齢化社会の社

会サービスの充実、女性の政治・政府機関への参加の促進のため全力をあげたい。特に、こうした課題を確実に実現していくため、わが国では公的機関が率先して、「ナショビ戦略」を実施していく必要があると考える。このため、政府の婦人問題企画推進本部を強化し、内閣に常時女性の意見を繰り広げるため、女性問題担当大臣を設けるとともに「公的機関における男女雇用均等のための特別措置法」(仮称)制定を提唱したいと考える。

最後に、ここに改めて福岡県民のみなさんに三重野栄子さんへの暖かいご支持と連帯をおよせいただけますことを、心よりお願い申しあげたい。

一九九〇・六・一（福岡）

当面するコメ問題と

地域農業政策の確立について

日本社会党
副委員長 田辺誠

いま、稲作を中心とする日本農業は大きな

岐路にたたされている。ガット・ウルグアイ・

ラウンドではアメリカが農業保護削減とともに

に、日本に対するコメ市場開放の要求を執拗にくりひろげ、「日本がコメの開放に応じなければ、二国間の間で圧力をかける」と強硬な姿勢を崩していない。そうしたなかで、日本の主張する食糧安保論が孤立させられる心配は依然として大きい。また、食糧庁は、「コメの取り引きや値決めに市場原理を導入する」として自主流通米の価格形成の場を今秋からスタートすることにしているが、すでに全体のコメ流通のなかに占める自主流通米の割合は七割を超えており、その価格を市場取り引きで決めていくというのは、コメの管理を実質的に民間に移行していくことにつながる。

さらに、政府は水田に対する減反奨励金も水田農業確立後期対策の終わる三年後には廃止することも検討している。こうした状況を総合的に考えれば、自民党政府は国民の主食であるコメの管理を民間に委ねて放棄し、食管制度の空洞化をはかつて、コメの輸入も認めていくという具体的な準備をすすめているといえる。

このような自民党政府の農業つぶしに対し、党は昨年一月に「新農業プラン」(第一次案)を作成し、その具体化のために、「農業・食糧政策推進プロジェクト」を設置して、地域ごとの農政を作成していくのをはじめ、ガットに党代表をおくるなど、次のような活動を

積極的にすすめる。

記

一、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉は、七月末のジュネーブでの交渉がおおきなヤマ場とみられているが、これにむけて、党は農民団体、消費者団体などとともに、ガット事務局に対する要請をおこなうのをはじめ、世界の食糧・安全・環境を守る農民と連帯するため、パリで開かれるソラグラル会議(ガット国際民間人会議)に出席するなどして、アメリカのコメの市場開放要求に対する日本の現状を訴え、理解を求めて、コメの完全自給を堅持する。

一、自主流通米の「価格形成の場」の設置については、食管制度の基本に関わる重要な制度の改定であるにもかかわらず、「自主流通米価格形成の場検討会報告」によつても制度規制や市場運営主体など不明確な部分がおおい。しかも法改定をともなわないことから国会で一度も議論されることなく実施されるということは問題である。この自主流通米の市場形成が一方的に実施されると、産地銘柄ごとに価格形成がおこなわれ産地間競争が激化され、国民の主食であるコメの生産・流通に混乱をもたらすおそれがある。党は食管制度の基本である量・質・

価格面での安定供給のために生産者、消費者の立場にたつて衆參農林水産委員会をはじめ国会の場で追及する。

一、政府は、一九九〇年産生産者麦価を決定するための米価審議会を、例年、六月上旬に開催することにしておりが、ことしは福岡参議院補欠選挙への影響を考慮して、六月一〇日以降に延期することにした。これは、政府自民党が、選挙前に今年産生産者麦価を大幅に引き下げたのでは選挙に影響がでると判断したためで、このような党利党略のやり方を許すわけにはいかない。

また、麦の生産が回復しつつあるなかで、五年連続の引き下げをおこなえば、ふたたび麦の生産が減少することになる。党はそうした点を重視して農林水産省に対し麦価引き下げ反対等を申し入れる。

一、霞ヶ関農政にかわり、食糧自給率向上、環境保全、地域農業・地域経済活性化を柱とした「新農業プラン」(第一次案)を具体化するため、中央執行委員会のもとに「農業・食糧政策推進プロジェクト」(委員長：田辺誠副委員長)を設置し、全国を一四ブロックにわけて、国会議員を責任者とするチームをつくり、各地域ごとの農林水産政策を確立して、自民党農政からの転換をはかる。

太宰府に「九州国立博物館」を（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、世界第二位の「経済大国」にもかかわらず、文化予算で見るかぎりわが国は「文化小国」である。とくに文化財保護に関しては臨調行革路線のもとでここ一〇年ほど予算が厳しく抑制され、一九九〇年度予算案でも一〇年前に比べて、わずか六億五〇〇万円増の二〇八億三〇〇〇万円にしか過ぎない。

る。また、アジア文明の十字路ともなつてきたことから、日本とアジアとの文明史を考える地としての役割は大きい。

奥田福岡県政は、アジアと日本の文明史を研究し文化遺産を保護するセンターとして、九州国立博物館の建設を提起し、その

一九九〇・六・一〇（福岡）

談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

北九州を始め全国で貴重な埋蔵文化財の発掘が相次いでいるにもかかわらず、保護のための対策が後手に回り、工場やビル、住宅地の造成などのために破壊を余儀なくされている遺跡が数多くある。歴史的な文化財を大切にしない国は国際的に尊敬されるはずはないと思う。文化遺産を大切にしていくかどうかは、これから日本の進路と深くかかわっている。

一、福岡県をはじめ北九州は、日本文化の源流の地であり、優れた文化財に恵まれてい

実現のために熱心に取り組まれ、その結果全九州的な運動となつていてことに敬意を表したい。建設候補地となつてている太宰府も古代から中世にかけての日本の国際交流の拠点であつた地であり、うつてつけの場所だと思う。

一、社会党は、故小野明参議院副議長もこの問題に尽力されておられたことからも、九州国立博物館の構想は極めて大きな今日的意義があることを認識している。一九八九、九〇両年度予算に「博物館等整備運営の研究費」が盛り込まれてることを踏まえ、来年度予算要求など、あらゆる機会に九州国立博物館の実現のために貢献していきたい。

一、自民党との一騎打ちとなつた参議院福岡県選挙区補欠選挙で、わが党公認、社民連の推薦の三重野栄子さんが勝利した。福岡県民の皆さん、故小野明前副議長の名誉ある議席をお守りいただいたことに、心から感謝申し上げたい。

一、この勝利は、土井委員長はじめ衆参国会議員を中心に全党あげての努力と、社民連、

連合参議院、連合福岡、女性の皆さんのが奮闘が県民多数の支持を得たものであり「オール野党勢力の勝利」といえる。それは先の国政選挙で示された消費税、リクルート、農政などの批判にたいして全く反省の色が見られないのみか、今度も相も変わらず金権選挙、企業ぐるみ選挙を展開した自民党政治への怒りの結果だと思う。

一九九〇・五・一〇

一、わが党は、この選挙に示された国民の意志を重く受け止め、明日から始まる消費税審議に全力をつくしその期待に応えたい。改めて確認された参議院の与野党逆転の政治状況を背景に、消費税廃止・税制再改革など国民的政策課題の実現に全力をあげるとともに、来春の統一自治体選挙勝利に向けて活動を一層強化する決意である。

平成二年度政府予算案の

衆議院通過に当たつて（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、本日、平成二年度政府予算案は、自民党多數によつて衆議院において可決された。

しかし、その予算案は、わが国が直面している重大な課題に応えていないばかりか、

激動する国際情勢に背を向けたものと言わざるを得ない。わが党をはじめとした四会派の予算組替え要求を無視し、欠陥税制で

ある消費税の存続を盛り込んだまま、生活

の質の向上や軍縮・平和への貢献などの面で全く不十分な時代の要請に逆行する予算案を可決したことは誠に遺憾である。

一、消費税存廃問題は未だに何の決着もつていらない。政府の消費税見直し法案は、自民党政首脳からも再見直しの必要性が指摘されざるを得ない不十分極まりないものであり、わが党をはじめとした四会派はすでに

消費税廃止関連法案を提出している。政府・自民党は、参議院の現状を踏まえれば、消費税廃止を盛り込んだ予算組替え要求を無視することはできても、消費税の存続をゴリ押しできないことを肝に銘ずるべきである。

一、四回派の予算組替え要求は、消費税廃止を前提とした予算への変更を求めるとともに、いま求められている生活の質の向上のための必要最小限の施策を盛り込んでいた。福祉、医療、教育、住宅、中小企業、農業などに対する施策の充実をめざすもので、国民的要求にそつたものであった。それを全く無視した政府・自民党の態度には憤りを感じる。

また、世界的な軍縮・平和の潮流に逆行して防衛費は増額され、次期中期防が策定されようとしている。わが党は、軍縮・平和の実現に率先して取り組むよう今後とも強く求めていく。

一、政府・自民党は、こうしたわが党の要求を顧みずに予算案の衆議院通過を図つたが、わが党は参議院においても国民の期待に応えられる予算の実現をめざし全力をあげる決意である。

談話

日本社会党

副書記長 渋沢利久

一、本日、盧泰愚韓国大統領が訪日された。わが党は今回の訪日を心から歓迎するとともに、日韓両国と両国民の友好と親善が、今後いつそう発展するよう努力したい。

一、天皇陛下はこの際、「わが国によつてもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味わされた苦しみを思い、私は痛惜の念を禁じ得ない」と述べられたが、これは象徴天皇としてのお気持を率直に表現されたものとして受けとめたい。

一、海部首相は、このお言葉を補完する形で

韓国を含むアジア全域への謝罪を表明し

た。日本の過去の植民地支配に対し明確に反省の意思を表明したことは、遅きに失したとはい、これまでの政府・歴代首相の

発言から一步踏み込んだものであり、前向きに評価する。同時に首相の表明だけで、韓国をはじめアジア諸国の不信感が消えるものではない。わが党は、日本の朝鮮半島とアジア諸国への植民地支配、侵略戦争に対する謝罪・贖罪の意思を国会決議によつて國民の総意として表明することを改めて求める。

一、わが党は、今回の盧泰愚大統領の訪日を機にさらに、南北の均衡ある関係づくりを進めるとともに、朝鮮半島の自主的平和統一とアジアの安定と平和のために、全党をあげて努力する決意である。

一九九〇・六・二

米ソ首脳会談について

日本社会党

書記長 山口鶴男



開催し人類の悲願である核兵器の全廃にむけ、一層努力を傾注するよう希望する。また、今回、両国は化学兵器の生産停止及び廃棄に関する協定の締結、地下核実験制限条約等についても調印するとともに、歐州通常戦力交渉（CFE）の成功に向けても

意したことは世界とアジア・太平洋地域の核軍縮を大きく前進させ、国際緊張の緩和に貢献する画期的な出来事であり、我々はこの偉大な歴史的成果を歓迎する。我々は両国首脳が今後第二次STARTを早急に

努力することを合意しており、こうした米ソ両国の合意は、世界の軍縮を大きく促進し、緊張を和らげ、国際平和に貢献するばかりでなく、人類の能力と自然資源を軍備から経済の発展と国民生活の向上にふりむけるものであり、はかりしれない意義をもつものである。

一九九〇・六・五

一、統一ドイツ後の安全保障の問題について

は、米ソの主張は相違しているが、我々は両国が①欧州に再び緊張を発生させないこと②ソ連を含めドイツ周辺諸国民に戦争の不安を与えないこと③欧州全体の経済発展と安全に寄与すること等を考慮して問題を処理すべきであると考える。

一、一九八五年にゴルバチョフ書記長が登場して以来、米ソ両国首脳は六回にわたる首脳会談を積み重ね、INF全廃条約の締結につづき多面的な合意にこぎつけたことは、緊張緩和と平和・軍縮の国際的な潮流を不動のものとする世界史的な意義がある。こうした、米ソ両国首脳の軍縮と平和に向けた積極的な行動と比較して、日本政府は旧態依然の冷戦外交を開催してい、ソ連とは、一九七三年の田中首相の訪ソ以降公式の日ソ首脳会談は一度も開催されていないという異常な状態が続いている。これは、ソ連との協力関係の確立をはじめ、アジア・太平洋地域の平和を積極的

に創造する意志のない日本政府の伝統的な外交姿勢がその原因である。我々は、日本政府がこうした外交姿勢を根本的に転換展開するよう強く要求する。

韓ソ首脳会談について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、韓ソ両国首脳は、四日サンフランシスコで会談し、両国が近い将来国交正常化に向かうことを合意するとともに、朝鮮半島の緊張緩和と冷戦の終えんのために今後両国が協力することを確認したが、わが党は、韓ソ両国のこれらの合意が朝鮮半島とアジア情勢の緊張緩和と協力の発展に貢献するものとして歓迎する。

一、韓ソ両国の国交正常化への動きは、冷戦構造が崩壊し、軍縮と緊張緩和が進む国际政治の流れがアジア地域にも波及してきたことを示すもので、これを機に朝鮮半島とアジア情勢は軍縮、緊張緩和に向かつて大きく変化していくものと思われる。

一、朝鮮半島には、大韓民国と朝鮮民主主義

人民共和国という二つの国家が存在しているが、いま、日本と朝鮮民主主義人民共和国との間には国交がないという状況が続いている。日本政府は、米ソ両国の戦略兵器削減の合意や韓ソの国交正常化への進展など、アジア・太平洋地域における新しい動きのなかで、これまでの冷戦外交を根本的に転換し、軍備増強政策を改めアジア・太平洋地域の軍縮と緊張緩和の促進に真剣に取り組むべきである。また、朝鮮民主主義人民共和国との関係改善のための具体的行動を実施するとともに、南北対話の再開と南北の自主的和平統一の実現のために努力すべきである。

カンボジア和平東京会議について（談話）

日本社会党

国際局長 井上一成

大統領との会談等を通じてカンボジア問題の解決に努力してきたが今後カンボジア問題の包括的解決のために一層活動を強化す

一九九〇・五・一〇

一、六月四日から開催されていた「カンボジア和平東京会議」で①武力公使の自肅や②最高国民評議会の設置などがシアヌーク国民政府大統領とフン・セン・カンボジア首相との間で合意されたことは、カンボジア問題の包括的政治解決に向かう一步前進であり評価したい。

一、しかし、この合意の内容はポル・ポト派がこの合意を受入れていないことからカンボジアの停戦を保障するものとはなっておらず、カンボジアの内戦は続く可能性が強い。我々は、国連の監視機構が早期に設けられ、同時にカンボジア紛争の当事者が今回の一意をふまえ、本格的な停戦の実現と和平の達成のためにさらに新しい合意を積み重ね、民族自決の原則にもとづき、カンボジア人民の統一された国家の実現に努力することを希望したい。

一、我々は、これまでフランスのミッテラン

警視庁公安部は五月六日、外国人登録法違反を口実に三名の在日朝鮮人を逮捕し、さらには被逮捕者の勤務先である東京朝鮮中高級学校（北区十条台）、朝鮮総連新宿支部事務所など数カ所を強制捜索した。

二、とりわけ神聖な学園の場に百数十名の機動隊が動員され、校門を封鎖して教職員、生徒らの出入りを阻止したのは全く異例のことであり、捜査権の乱用である。

三、被逮捕者の内一人は現在勾留されている。

この捜査のありかたには、以下のような問題がある。



る。また、日本政府にたいして紛争の解決に向けた関係国との折衝の活発な展開と、人道的立場からのカンボジアへの経済協力を強化するよう要求していく方針である。

が、このようなささいな事例で勾留請求を

した検察庁の良識が疑われる。

本件は明らかに捜査権の乱用であり、強く抗議する。また被勾留者を直ちに釈放すべきである。

なお、今後このような行き過ぎた捜査の行わることのないよう強く要請する。

一九九〇年五月一〇日

法務大臣 長谷川 信 殿

宇都宮 真由美

団員 小森 龍邦
鈴木 喜久子

日本社会党外登法強制捜査調査団

ないよう、適正に決定すること。

二、食糧自給率向上を基本政策とした上で、国産麦の生産振興を積極的に行い、畑作の合理的輪作並びに水田転作の実態に沿った生産振興対策を講ずること。

三、国産麦の需要拡大、消費拡大、流通の円滑化対策を強化すること。また、米・麦加工製品及び調整品等の輸入急増を抑制するため必要な施策を速やかに講ずること。

四、生産性向上及び良質麦の生産安定拡大をはかるため、施設整備等及び生産技術の開発普及並びに用途別品種改良などの試験研究を拡充強化すること。

五、ビール麦の生産振興対策を強化し、契約基準数量の達成が図られるよう調整措置等を講ずること。

六、土地改良事業について、負担軽減対策を講ずること。また、農業生産資材価格の引き下げ策を講ずること。

七、土地改良事業について、負担軽減対策を講ずること。また、農業生産資材価格の引き下げ策を講ずること。

一九九〇年六月八日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 土井 たか子

農林水産局長 竹内 猛

記

わが国の麦作は、土地利用型農業の基幹作物であり、畑作及び水田転作及び裏作作物として重要な地位を占め、その生産振興対策の強化が強く望まれている。

ところが、政府は、生産者麦価を決定するための米価審議会を、例年、六月上旬に開催しているのにもかかわらず、今年の場合、福岡参議院補欠選挙を考慮して六月一〇日以降に先送りするなど、自民党の党利党略を優先させ、生産者の要求に応えていない。

しかも、政府は、福岡補選後に生産者麦価保が回られる水準とし、現行水準を下回ら

一、一九九〇年産麦の政府買入価格は、国産麦の生産振興を基本とし、再生産と所得確

農林水産大臣 山本富雄 殿

空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

日本社会党政策審議会

廃棄物対策特別委員会

(目的)

第一条 この法律は、空き缶、空き瓶等飲料等の詰められた容器の事業者等による回収のために必要な措置等を定めることにより、これらの容器の散乱の防止及び回収された容器の再資源化の促進を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定容器」とは、販売の用に供される飲料その他の主として一般消費者の生活の用に供される物品(以下「飲料等」という。)の缶、瓶等の容器で飲料等と一緒に販売されるもの(輸出の用に供されるものを除く。)のうち、金属製のもの、ガラス製のもの、プラスチック製のものその他のものでその散乱によって生活環境を著しく損なうおそれのあるものとして政令で定めるものをいう。

(事業者等による指定容器の回収等)

第三条 事業者、容器製造業者及び卸売業者(以下「事業者等」という。)は、総理府令、主務省令で定めるところにより、指定容器の表面に、当該指定容器を当該事業者等が

設置する指定容器の回収の業務を行う場所(以下「指定容器リサイクルコーナー」といふ。)に持参した者に対しても当該指定容器と引換えに政令で定める金額を支払う旨の表示をしなければならない。

前項の表示をした事業者等は、当該表示のある指定容器を当該事業者等が設置する指定容器リサイクルコーナーに持参した者に對して、当該指定容器と引換えに、同項に規定する金額を支払わなければならぬ。

2 この法律において「事業者」とは、飲料等を指定容器に詰めてこれを販売する事業を営む者及び指定容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業を営む者をいう。

3 この法律において「容器製造業者」とは、指定容器を製造してこれを販売する事業を営む者をいう。

4 市町村長は、前項の規定による指定を行うに当たっては、指定容器に詰めた飲料等の流通及び消費の実情並びに消費者の利便を考慮して政令で定める基準に従い、事業者等その他関係者の意見を聴いて、指定容器の効率的な回収を図ることを旨としてこれを行わなければならない。

5 この法律において「卸売業者」とは、指定容器に詰めた飲料等の卸売の事業を営む者をいう。

6 この法律において「小売業者」とは、指定容器に詰めた飲料等の小売の事業を営む者をいう。

(指定容器の回収等の共同)

7 事業者等は、回収した指定容器について、その再利用又は再生利用が図られることとなるよう配慮してこれを処理するものとする。

8 第四条 事業者等は、共同して前条に指定する措置を講ずるものとする。

(事業者等の経費の負担の調整)

第五条 事業者等が第三条に規定する措置を講ずるのに必要な経費の負担の調整に関する必要な事項は、当事者間の協議により定める。

2

主務大臣は、前項の規定による負担の調整に関し、当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

(小売業者の協力等)

第六条 小売業者は、指定容器リサイクルコーナーの設置その他の第三条に規定する措置が円滑に講ぜられることとなるように事業者等に協力しなければならない。

2 指定容器に詰めた飲料等の自動販売機を製造する者は、指定容器の回収を促進するため必要な技術の開発を行うように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の援助等)

第七条 国及び地方公共団体は、指定容器リサイクルコーナーの設置のため、その管理

する土地等を使用させるよう努めるものとする。

2

国及び都道府県は、事業者等による指定容器の回収及び指定容器の再利用又は再生利用を促進するために必要な技術の開発を行つよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、事業者等による指定容器の回収及び指定容器の再利用又は

再生利用を促進するために必要な指導、助言、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

(空き缶、空き瓶等回収対策審議会)

第八条 環境庁に、空き缶、空き瓶等回収対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、関係大臣の諮問に応じ、事業者等による飲料等の容器の回収及び飲料等の容器の再利用又は再生利用の促進に関する重要事項を調査審議する。

3

主務大臣は、第二条第一項又は第三条第一項若しくは第四項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

4 審議会は、第二項に規定する事項に関する事項を述べることができる。

(勧告及び公表)

第九条 主務大臣は、事業者等が第三条第

一項から第三項までの規定に従つていないと認めるときは、その者に対し、これらの規定に従うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者等がその勧告に従つていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(報告)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、業務の状況に関する報告を求めることができる。

(主務大臣等)

四 容器に詰めた飲料等の小売の事業を営む者を代表する者 二人以内

五 飲料等の容器を回収する事業を営む者を代表する者 二人以内

六 一般消費者 六人以内

七 学識経験のある者 六人以内

八 地方公共団体の長 三人以内

九 委員は、非常勤とする。

七 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

六 委員は、非常勤とする。

五 飲料等の容器を回収する事業を営む者を代表する者 二人以内

四 容器に詰めた飲料等の小売の事業を営む者を代表する者 二人以内

これを販売する事業、当該容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業、当該容器を製造してこれを販売する事業又は当該容器に詰めた飲料等の卸売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における総理府令、主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第十二条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(環境庁設置法の一部改正)

2 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十
八号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。
十七の二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律（平成二年法律第一号）の施行に
関する事務を処理すること。

理 由
空き缶、空き瓶等飲料等の詰められていた容器の散乱の防止及び回収されたこれらの容器の再資源化の促進を図るため、事業者等に

よるこれらの容器の回収のために必要な措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九九〇・六・一

公立の障害児教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の 標準等に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 学級編制及び舎室編制の標準（第三条—第六条）
- 第三章 教職員定数の標準（第七条—第二十条）
- 第四章 雜則（第二十一条—第二十五条）

附則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に関し、学級編制及び舎室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るために、学級編制及び舎室編制並びに教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又

は養護学校をいう。

- 2 この法律において「教職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。第九条において同じ。)、寮母、事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)及び学校教育法第七十六条において準用する同法第二十八条第二項(同法第四十条において準用する場合を含む。)、第五十条第二項又は第八十一条第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。
- 一 寄宿舎看護婦(寄宿舎において児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の看護に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 二 学校栄養職員(学校給食又は寄宿舎における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。以下同じ。)
- 三 通学用自動車運転職員(障害児教育諸学校の児童等の通学のために必要な自動車(以下「通学用自動車」という。)の運転に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 四 通学用自動車添乗職員(通学用自動車を利用する児童等の乗降の介助等に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 五 学校給食調理員(学校給食の調理に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 六 寄宿舎給食調理員(寄宿舎における給食の調理に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 七 ボイラー職員(学校において政令で定めるボイラーの取扱いに従事する職員をいう。以下同じ。)
- 八 学校警備員(校舎又は寄宿舎の警備に従事する職員をいう。以下同じ。)

九 学校用務員(学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。以下同じ。)

第二章 学校編制及び舍室編制の標準

(学級編制の標準)

第三条 公立の障害児教育諸学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の学級は、同学年の児童若しくは生徒又は同じ年齢(学年の初めの日の前日における年齢をいう。)の児童で編制するものとする。

2 各都道府県ごとの、公立の障害児童教育諸学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人(文部大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒(以下「重複障害児」という。)で学級を編制する場合にあつては、三人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、六人(重複障害児で学級を編制する場合にあつては、三人)を標準とする。

4 公立の障害児教育諸学校の幼稚部の一学級の児童の数は、五人を標準とする。

(学級編制)

第四条 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の認可)

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の小学部又は中学部に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならぬ。認可を受けた学級編制の変更についても、同様とする。

(寄宿舎の舍室編制の標準)

第六条 公立の障害児教育諸学校の寄宿舎の舍室は、部の別及び男女の別に従い編制するものとする。

2 前項の寄宿舎の一居室の児童等の数は、小学部、中学部又は幼稚部にあつては五人、高等部にあつては三人を標準とする。

3 前項の児童等の数は、重複障害児が入室する居室については、当該重複障害児一人を三人として計算するものとする。

第三章 教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第七条 公立の障害児教育諸学校ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第二十条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第八条 校長の数は、一とする。

(教諭等の数)

第九条 教頭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）

の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校の小学部について、当該部の学級数（重複障害児で編制する学級の学級数を除く。）に一・八四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）と当該部の重複障害児で編制する学級の学級数に二を乗じて得た数とを合算した数

二 障害児教育諸学校の中学部について、当該部の学級数に二を乗じて得た数（当該部の学級数が一学級及び二学級であるときは五とし、当該部の学級数が三学級であるときは八とする。）に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは二を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは三を加算した数

三 障害児教育諸学校の高等部について、当該部の学級数に一・八三を乗じて得た数に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは二を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは三を加算した数

四 障害児教育諸学校の幼稚部について、当該部の学級数に三を乗じて得た数

五 高等部を置く盲学校若しくは聾学校について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に六を乗じて得た数又は高等部を置く養護学校について、当該部に置かれる学科の数に六を乗じて得た数

六 障害児教育諸学校について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数（当該学校に置かれる小学部、中学部及び幼稚部の学級数が七学級以上であるときは当該合算した数に当該学級数から六を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数を、当該学校に置かれる高等部の学級数が四学級以上であるときは当該合算した数に当該学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数）

七 養護学校について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数

八 肢体不自由者である児童等を教育し又は保有する養護学校（以下「肢体不自由養護学校」という。）について、当該学校と児童等の数に八分の一を乗じて得た数

九 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる寄宿する児童等の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童等の数の区分	教諭等の数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百一人以上	四

十 派遣教員（疾病により療養中の児童又は生徒に対して教育を行うため派遣される教員をいう。以下同じ。）により教育を受ける児童又は生徒が在学する障害児教育諸学校について、一と当該児童

及び生徒の数から一を減じて得た数に二分の一を乗じて得た数と

を合算した数

(養護教諭等の数)

第十一条 養護教諭及び養護助教諭の数は、盲学校又は聾学校については、当該学校に置かれる部の数とし、養護学校については、当該学校に置かれる部の数に二を乗じて得た数とする。この場合において、当該学校のうち学級数が十一学級以上の学校については、当該学級数が七学級以上であるときは、五に当該学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数

(寮母の数)

第十一条 寮母の数は、寄宿舎を置く障害児教育学校について、次の表の上欄に掲げる部の別に応じ、当該部に係る寄宿舎の舎室の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合計した数（その数が十四に達しないときは、十四）とする。

部 の 别	乘 ズ る 数
小学部	三
中学部	三
高等部	二
幼稚部	四

(事務職員の数)

第十二条 事務職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校（高等部のみを置くものを除く。）について、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

学 級 数 の 区 分	事 務 職 員 の 数
十五学級以下	四
十六学級から三十学級まで	五

(学校給食調理員の数)

第十三条 学校給食調理員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

(通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数)

第十四条 通学用自動車運転職員又は通学用自動車添乗職員の数は、通学用自動車を備える障害児教育諸学校について、それぞれ、当該自動車の数に一を乗じて得た数に当該自動車の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

第十五条 通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数は、学校について、三（肢体不自由養護学校については、四）とし、当

三十一 学級以上

六

二 高等部のみを置く障害児教育諸学校について、五（当該学校の学級数が七学級以上であるときは、五に当該学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数）

三 高等部を置く盲学校について、一

四 派遣教員を置く障害児教育諸学校について、一

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、当該寄宿舎の舎室の数が十七室以下であるときは、一、当該寄宿舎の舎室の数が十八室

以上であるときは二

(寄宿舎看護婦の数)

第十三条 寄宿舎看護婦の数は、寄宿舎を置く肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童等を教育し又は保育する養護学校について、十とし、当該寄宿舎の舎室の数が十九室以上であるときは、十に当該舎室の数から十八を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

(学校栄養職員の数)

第十四条 学校栄養職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する障害児教育諸学校について、一

二 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、一

(通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数)

該学校の児童等の数が百一人以上であるときは、三（肢体不自由養護学校については、四）に当該児童等の数から百を減じて得た数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）を加算した数とする。

（寄宿舎給食調理員の数）

第十七条 寄宿舎給食調理員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、六（肢体不自由養護学校については、八）とし、寄宿する児童等の数が五十人以上であるときは、六（肢体不自由養護学校については、八）に当該児童等の数から五十を減じて得た数を五十で除して得た数を加算した数とする。

（ボイラー職員の数）

第十八条 ボイラー職員の数は、ボイラーを備える障害児教育諸学校について、三とする。

（学校警備員の数）

第十九条 学校警備員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について六とし、その他の障害児教育諸学校について三とする。

（学校用務員の数）

第二十条 学校用務員の数は、障害児教育諸学校について、二とし、当該学校の学級数が十三学級以上であるときは、二に当該学級数から十二を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。この場合において、当該学校のうち寄宿舎を置く学校にあつては、二又は当該加算した数に、当該寄宿舎の舍室の数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

第四章 雜則

（非常勤講師に関する特例）

第二十一条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、同条の規定により算定した教諭等の数から

政令で定めるところにより算定した数を減ずることができる。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二十二条 第七条の規定により公立の障害児教育諸学校の教職員の定数を算定する場合において、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

（分校についての適用）

第二十三条 第九条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

（教職員定数に含まない数）

第二十四条 第七条に規定する障害児教育諸学校の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものとしないものとする。

一 休職者

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律

（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用される者

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制について

は、平成九年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかるらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部又は幼稚部の学級編制については、平成九年三月三十一日までの間は、第三条第三項又は第四項の規定にかかるらず、生徒又は幼児の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該障害児教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

4 第七条に規定する公立の障害児教育諸学校の教職員の定数の標準については、平成九年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかるらず、公立の障害児教育諸学校の児童等の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(教諭等の数の算定の特例)

5 平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間においては、第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二年法律第一号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第七十六条において準用する同法第五十条第二項の規定による実習助手を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、第九条の規定により算定した教諭等の数から当該高等部に係る教諭等の数を減ずることができる。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

6 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の小学校及び中学校と学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「校長及び教頭(特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあっては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。)並びに教諭」を「校長、教頭、教諭」に改め、「寮母」、「及び第十三条の二」及び「及び第十四条」を削り、同項を同条とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。第七条第一項中「(第十一条において「校長及び教諭等」という。)」を削る。

第八条中「(第十二条において「養護教諭等」という。)」を削る。

第八条の二第一号中「。第十三条の二において同じ」を削る。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十条から第十四条まで削除

第十五条中「及び第十二条から前条まで」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削り、同条第二号中「行なわれて」を「行われて」に改める。

第十六条第一項中「第十二条から前条まで」を「前条」に改め、

同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「行なつて」を「行つて」に、「第十一條から前条まで」を「前条」に改める。

第十七条中「及び第十条」及び「及び特殊教育諸学校職員定数」を削る。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。
(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

7 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校及び特殊教育諸学校の高等部」を「定め、もつて高等学校」に改まる。

第二条第一項中「校長及び教頭（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。以下同じ。）並びに教諭」を「校長、教頭、教諭」に改め、「寮母」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 削除

第十四条 削除

第七章 削除

第十五条から第二十一条まで削除

第二十二条中「又は第十七条」及び「又は特殊教育諸学校の高等

部」を削り、「これらの」を「同条の」に改め、「又は当該高等部」を削る。

第二十二条の二中「及び第十七条から第二十一条まで」及び「寮母」を削り、同条第二号中「公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ」を「公立の高等学校に」に改める。

第二十三条中「及び第十五条」及び「及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を削る。

8 市町村立学校職員給与負担法の一部改正

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校的学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条に規定する学校栄養職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律（平成二年法律第 号）第二条第二項」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（平成二年法律第 号）第二条第二項」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（平成二年法律第 号）第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校的学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条に規定する事務職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律（平成二年法律第 号）第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校的学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条に規定する学校栄養職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律（平成二年法律第 号）第二条第二項」に改める。

の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、「標準により算定した学級の数」の下に「及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(平成二年法律第一号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係るものに限る。)」を加え、「行なう」を「行う」に、「同法」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

理由

公立の障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資するため、新たに単独法として公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律を制定し、学級編制及び寄宿舎の居室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百五十億二千八百万円の見込みである。

第一条 この法律において「教職員」とは、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。

(目的)

第一条 この法律は、公立の幼稚園に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて幼稚園の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

- 一 学校栄養職員(幼稚園における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。以下同じ。)
- 二 事務職員(幼稚園における事務に従事する職員であつて地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十二条第一項に規定する史員に相当するものをいう。以下同じ。)
- 三 学校給食調理員(幼稚園における給食の調理に従事する職員をいう。以下同じ。)
- 四 学校用務員(幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。以下同じ。)

(学級編制の標準)

第三条 公立の幼稚園の学級は、同じ年齢(学年の初めの日の前日

における年齢をいう。以下同じ。)の児童で編制するものとする。

2 公立の幼稚園の一学級の児童の数は、年齢が三歳である児童で編制する学級にあっては二十人、年齢が四歳である児童で編制する学級及び年齢が五歳である児童で編制する学級にあっては二十五人を標準とする。

(教職員定数の標準)

第四条 公立の幼稚園ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(園長の数)

第五条 園長の数は、一とする。

(教諭等の数)

第六条 教頭、教諭、助教諭及び講師の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学級数に一・五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、以

一に切り上げる。以下同じ。）

二 心身の故障が政令で定める程度以上の児童が在園する幼稚園について、一（当該児童の数が四人以上であるときは、一に当該児童の数から三を減じて得た数に三分の一を乗じて得た数を加算した数）

(養護教諭等の数)

第七条 養護教諭及び養護助教諭の数は、一とする。

(学校栄養職員の数)

第八条 学校栄養職員の数は、給食（政令で定めるものをいう。以下同じ。）を実施する幼稚園について、一とする。

(事務職員の数)

第九条 事務職員の数は、一とする。

(学校給食調理員の数)

第十一条 学校給食調理員の数は、給食を実施する幼稚園について、

一とし、当該幼稚園の児童の数が百一人以上であるときは、一に当該児童の数から百を減じて得た数を二百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を加算した数とする。

(学校用務員の数)

第十二条 学校用務員の数は、一とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十三条 第四条の規定により公立の幼稚園の教職員の定数を算定する場合において、当該幼稚園の教職員が教育公務員特別法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該幼稚園において保育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第四条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

(分園についての適用)

第十四条 第六条から前条までの規定の適用については、本園及び分園は、それぞれ一の幼稚園とみなす。

(教職員定数に含まない数)

第十五条 第四条に規定する公立の幼稚園の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものと含まないものとする。

一 休職者

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者。

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五号第一項の規定により臨時に任用される者（政令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の幼稚園の学級編制については、平成八年三月三十一日までの間は、第三条の規定にかかわらず、児童の数及び幼稚園施設の整備の状況等を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該幼稚園を設置する地方公共団体の教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 第四条に規定する公立の幼稚園の教職員の定数の標準については、平成八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の幼稚園の児童の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定して標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

理 由

幼稚園の教育水準の維持向上に資するため、公立の幼稚園に関し学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めることにより、公立の幼稚園の学級編制の適正化及び教職員定数の確保を見る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「実習助手」を削り、同条第三項を削る。

第七十条及び第七十条の八中「第五十条第五項」を「第五十条第四項」に改める。

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「実習助手」を削る。

第九条第一項第四号中「九学級以上の全日制の課程」を「六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程」に改め、「上欄に掲げる課程」の下に「の別に従い、同表の中欄に掲げる課程」を加え、同号の表を次のように改める。

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
	六学級から八学級までの課程	
	九学級から十七学級までの課程	
	十八学級から二十学級までの課程	
	二十一学級から二十四学級までの課程	
	二十五学級から二十九学級までの課程	

三十学級の課程	三十一学級以上の課程	六学級から二十四学級までの課程	二十五学級以上の課程
二	一	七	六

第九条第一項第五号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に三を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級から十七学級までの全日制の課程及び当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の全曰制の課程について一を、当該学科の学級数の合計数が十八学級以上全曰制の課程については二を、それぞれ当該乗じて得た数に加える。
水産に関する学科	当該学科の数に三を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級から十七学級までの全曰制の課程及び当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の定時制の課程については一を、当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の全曰制の課程については二を、それぞれ当該乗じて得た数に加える。
工業に関する学科	当該学科の数に四を乗じ、当該学科の学級数の合計数が一学級から十七学級までの定時制の課程については一を、当該学科の学級数の合計数が一学級から十七学級までの全曰制の課程及び当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の定時制の課程については二を、当該学科の学級数の合計数が十八学級から二十三学級までの全曰制の課程に

については三を、当該学科の学級数の合計数が二十四学級以上の全日制の課程については四を、それぞれ当該乗じて得た数に加え
る。

第九条第一項第六号の表中
九学級から十七学級まで
十八学級から二十九学級まで

第九条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行うものの数に一を乗じて得た数

第十一條 削除

第二十二条の二中「実習助手」を刷る

附則に次の一項を加える

工業に関する学科

11 平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間ににおいては、第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校で、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二年法律第号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十条第二項の規定による実習助手を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、第九条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の数を減ずることができる。

（教育職員免許法の一部改正）

第三条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の表第三欄中「教諭の職務を助ける職員」を「助教諭」に改め、同表備考第二号を次のように改める。

二 高等学校において看護実習を担任する教諭の一種免許状を受けようとする者については、イの項に掲げる基礎資格を有する者には保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けた者を含むものとする。

附則中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第五項を第十七項とし、第十四項を第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16 第十七条第一項の免許状は、平成十六年三月三十一日まで、第五条第一項本文及び第二号並びに第五項の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第七十六条において準用する同法第五十条第二項の規定による実習助手で文部省令で定める資格を有するものに対して授与することができる。

附則第十三項の次に次の二項を加える。

（他の法律の一部改正）

14 第十六条の四第一項の免許状は、平成十六年三月三十一日まで、第五条第一項本文の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二年法律第号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手で文部省で定める資格を有するものに對して授与することができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。
(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の際現に実習助手である者については、この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の学校教育法第五十条第二項及び第三項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

3 この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、教育職員免許法附則第十一項の表第三欄の「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭」には、前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手で、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において教育職員免許法附則第十一項の表第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助けるもの（文部省令で定めるものに限る。）を含むものとする。この場合において、実習助手についての同表第二欄の実務証明責任者は、文部省令で定める。

4 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六〇の備考中「常勤講師」を削る。

5 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「常勤の講師及び政令で定める実習助手」を「及び常勤の講師」に改める。

6 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第一百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実習助手」を削る。

7 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校的教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び実習助手」を削る。

第一条中「及び実習助手」を削る。

第三条の見出し中「及び実習助手」を削り、同条第二項を削り、

同条第三項中「前二項」を「前項」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条（見出しを含む。）中「及び実習助手」を削る。

8 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実習助手」を削る。

第四条第六号中「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校的教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校的教員に対する産業教

育手当の支給に関する法律」に改める。

9 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「実習助手」を削る。

（他の法律の一部改正に伴う経過措置）

10 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正

前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手については、この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第六〇の備考と規定、改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条第一項の規定、改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第二条第二項の規定、改正前の農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校的教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第一条、第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定、改正前の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第二項及び第四条第六号の規定並びに改正前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第二条第三項の規定は、なおその効力を有する。

理由

実習助手が置かれていた現状にかんがみ十二年後に実習助手制度を廃止し、これに伴う措置として公立の高等学校等の教職員定数の標準を改めるとともに、その廃止を円滑に行うため現に実習助手である者について新たな教員資格認定期制を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

編集後記

革新の女性が圧勝した。「男女の決戦」といわれた参院福岡補選は、社会党公認の三重野女史が自民党の男性候補を見事に葬り去り再び全国に大きな反響を起した。それは昨年行われた新潟の参院補選に端を発してから自民党の男性候補を向こうに回して京都、愛知、徳島、高知、長崎、熊本に続いての七人目の連勝だ。勝率一〇〇%の完勝である。都内の大手デパートの女性店員が、彼女の「かつて福岡・岩田屋デパートでの諸々の差別賃金に抗して闘つた」各紙プロフィルを読んで感動を覚えたと語っていたが、経済大国の人手不足といわれながら女性をとりまく労働環境をみると、彼女の人间愛を貫いた足跡は全國の女性労働者に「勇気の尊さ」と社党女性議員への信赖感をさらに高めたろう▼一騎打ちの選挙といえば、首都決戦である。筆者は以前美濃部知事室に一二年間通つた体验から革新知事奪還への心境は人一倍なのだが、候補者選考に難航した三年前「次回の知事選には投票の一年前に候補を決め一二〇〇万都民に紹介すること」を多くの学者・文化人から

党は強く约束を迫られた……が、投票まで残りは八ヵ月だ。しかし幸いにも「タックス(税金)タワー」とか「チャウシスク宮殿」などと総攻撃にあつてはいる新都庁舎問題で鈴木現都知事四選の野望は崩れた▼一方、「健康にして文化的な最低生活を保障する」憲法二五条(生存権)に不可欠な住宅・宅地を、自民党政府は依然として市場原理に放任、ボロ儲けを保証しながら巨額の政治資金を還流させていく。いまや過酷な家賃やローン地獄に苦しむ膨大な「ウサギ小屋」集団は、憲法を軽視した政・官・財一体のジャパン・エコノミックアニマルKKの不道徳な「カネあまり」集団に「植民地支配」されているという認識が学生や青年に急速に広まっているという。政府の一機関は学生運動の歴史には波がある」のでと心配しているともいわれるが、こちらは歓迎するところだ。社会主義の崩壊に代わって社会民主主義的人権主義が台頭する東欧など国際的潮流に迎合して、わが国でも土地・住宅で真の人権主義を確立する世直し運動を起こさなければならない。もちろん、それには西独的社会民主主義の公的介入以外にない▼そうした土地・住宅政策を中心に、やはり首都決戦を挑むべきだ。知事候補は勝率一〇〇%の延長線から女性で歴史的な戦いを展開したらいかがだろうか。全国的、国際的波紋と支援を受けながら……。

(S)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員会	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	浜本万三
	村山富市
	福間知之
	矢田部理
	押田三郎
	瀬尾忠博
	佐間田勝美

会計監査	佐藤敬治	浜谷惇	渡辺博	佐藤敬治	浜本万三	水田稔	村山富市
会計監査	本岡昭次			矢田部理	福間知之	押田三郎	瀬尾忠博

「政策資料」 購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円 (前納)	
ご送金は左記へお願いいたします。		
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203888	
日本社会党政策審議会		

もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—

私たちの選択

リクルート、不公平税制…
こうした歪んだ政治や社会を
変えるために

—内 容—

I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

II 社会経済の転換・われわれの設計図

(i) 転換のための七つの目標

1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
3. 新しい産業政策、産業構造の展望
4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策

6. 平和・軍縮の象徴となる日本

7. 豊かな人間性と文化の社会

(ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス

—二段階・二つの中期五カ年計画—

1. 21世紀への改革の前提条件

2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方

3. 豊かな社会への七つの改革プラン

III 国民の力が社会を変える

本書の活用で地域政策づくりを！

土井たか子委員長



歪んだ政治や社会を変え、世界と共に生きる日本の現実は可能なのか。私たち社員の「もう一つの日本と世界」「二一世紀への社会経済転換計画」は、その一つの回答で

伊藤茂政策審議会長
す。国政の場で、地域社会の中で、そして世界との交流の場で検証されることを願つてやみません。(本書「発刊にあたって」から)
いま税制改革をめぐる激しいたたかいに直面していませんが、国政選挙闘争の勝利のために活動を希望します。(本書「あとがき」から)

発売中！

価格 600円 郵送別

お申し込みはお早目に

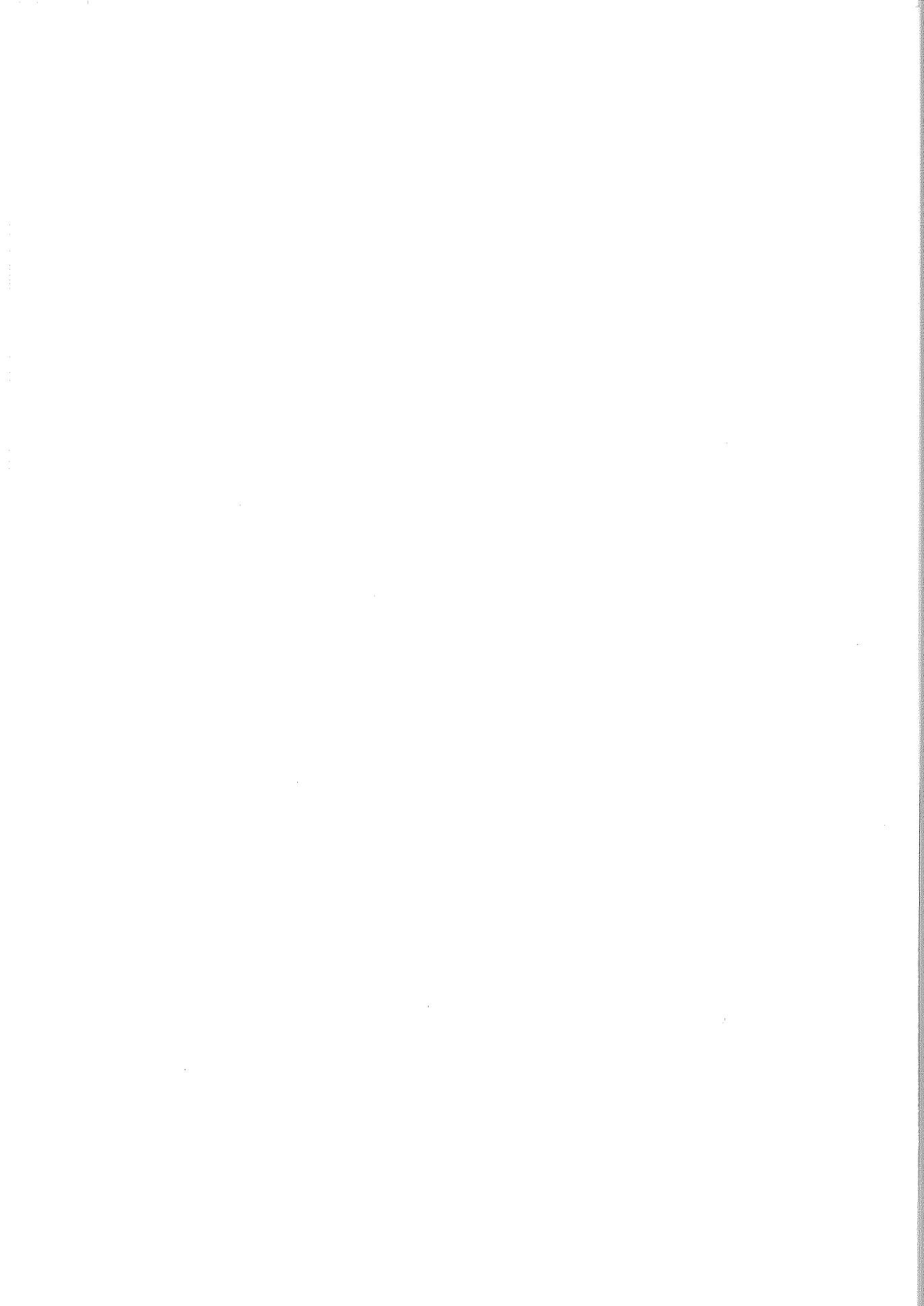
日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

T E L 03 (581) 5111 内線 3880-4

F A X 03 (502) 5857



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

July 1990

No. 286

Foreword : Atsushi AKIYAMA, Executive Member Responsible
for Policy

Documents :

- Explanation of the Purport of the Consumption Tax Abolition
 - Bill Submitted to the Lower House by the Opposition Parties
 - JSP Representatives' Questions on the Revised Bill of the Consumption Tax
 - Submitted to the Lower House by the Government
 - Comment on a U.S.-Soviet Summit Leaders Meeting
 - Comment on a ROK-Soviet Summit Leaders Meeting
 - Others
-

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY**

**First Members' Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)502-5857**

政策資料 7月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111内線3886~7

FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料51円)